

令和2年11月定例会

県土整備委員会説明資料（その2）

危機管理環境部

目

次

I 提出予定案件

1 一般会計予算

(1) 歳入歳出予算	1
ア 総括表	1
イ 課別主要事項説明	2
(2) 繰越明許費	3
(3) 債務負担行為	4

2 その他議案等

(1) 条例案	5
(2) 指定管理者の指定について	8

I 提出予定案件

1 一般会計予算

(1) 歳入歳出予算

ア 総括表

一般会計

(単位：千円)

区 分	補正前の額	補正額	計	財 源 内 訳									
				特 定 財 源								一 般 財 源	
				国支出金	分 担 金 負 担 金	使 用 料 手 数 料	財 産 収 入	寄 付 金	諸 収 入	繰 入 金	県 債		
危機管理政策課	4,975,100	0	4,975,100	2,700,380			1,059			300	2,350		2,271,011
とくしまゼロ 作 戦 課	803,749	102,630	906,379	(25,630) 118,688		1,651	5,048			540	254,237	(77,000) 326,000	200,215
消 防 保 安 課	348,438	0	348,438	14,000		19,794						88,000	226,644
環 境 首 都 課	658,541	0	658,541	155,020		8,385	6,992			109,009	134,140	33,000	211,995
環 境 指 導 課	172,279	0	172,279	18,410		26,606				60,306			66,957
環 境 管 理 課	213,285	0	213,285	11,806		1,544				51,042	24,000		124,893
消 費 者 政 策 課	310,399	0	310,399	89,030		103	3,476			28,445			189,345
安 全 衛 生 課	1,065,334	0	1,065,334	499,775		119,374			1,250	6,030	7,000		431,905
計	8,547,125	102,630	8,649,755	(25,630) 3,607,109		177,457	16,575		1,250	255,672	421,727	(77,000) 447,000	3,722,965

注： () 数字は、補正額の財源の再掲である。

イ 課別主要事項説明

とくしまゼロ作戦課

一般会計

(単位：千円)

目 名	補正前の額	補 正 額	計	摘 要
財 政 管 理 費	3,941	0	3,941	
諸 費	558	0	558	
防 災 総 務 費	740,227	102,630	842,857	① 防災対策指導費 (102,630) ア 新 「旧印刷センター」防災拠点施設等改修実施設計事業 77,000 イ 新 災害時燃料供給体制確保事業 25,630
社会福祉総務費	59,023	0	59,023	
とくしまゼロ作戦課 合 計	803,749	102,630	906,379	

(2) 繰越明許費

一般会計

(単位：千円)

課名	事業名	予算額	年度内 執行予定額	翌年度 繰越予定額	繰越理由
とくしまゼロ作戦課	防災対策指導費	655,581	578,581	77,000	計画に関する諸条件による。
合計		655,581	578,581	77,000	

(3) 債務負担行為
 一般会計
 追加

(単位：千円)

課名	事項	期間	限度額	左の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国支出金	地方債	その他	
とくしまゼロ作戦課	徳島県立西部防災館の管理運営協定	自 令和3年度 至 令和7年度	144,350			14,685	129,665

2 その他の議案等

(1) 条例案

ア 徳島県犯罪被害者等支援条例（消費者政策課）

(ア) 制定の理由

犯罪被害者等支援に関し、基本理念を定め、並びに県、県民、事業者及び民間支援団体の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等支援に関する施策の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって犯罪被害者等が受けた被害の回復又は軽減及び犯罪被害者等の生活の再建を図るとともに、誰もが安心して暮らすことができる社会の実現に寄与する必要がある。

(イ) 制定の概要

a 総則

- (a) この条例は、犯罪被害者等支援に関し、基本理念を定め、並びに県、県民、事業者及び民間支援団体の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等支援に関する施策の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって犯罪被害者等が受けた被害の回復又は軽減及び犯罪被害者等の生活の再建を図るとともに、誰もが安心して暮らすことができる社会の実現に寄与することを目的とすることとした。
- (b) 犯罪被害者等支援に関する基本理念を定めることとした。
- (c) 県、県民、事業者及び民間支援団体の責務を定めることとした。
- (d) 県は、国、市町村、民間支援団体その他の犯罪被害者等支援に関係する者と相互に連携を図りながら、協力して犯罪被害者等支援を推進するための総合的な支援体制を整備することとした。
- (e) 知事は、犯罪被害者等支援に関する施策を推進するための計画を定めることとした。
- (f) 県は、犯罪被害者等支援に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めることとした。

b 基本的施策

- (a) 県は、犯罪被害者等が、その受けた被害を早期に回復し、又は軽減し、安心して暮らすことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、犯罪被害者等支援に精通している者を紹介する等必要な施策を講ずることとした。
- (b) 県は、犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、経済的な助成に関する情報の提供、助言等必要な施策を講ずることとした。
- (c) 県は、犯罪被害者等が犯罪等により心身に受けた影響から早期に回復するとともに、円滑に安心して日常生活を営むことができるようにするため、その心身の状況に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう必要な施策を講ずることとした。
- (d) 県は、犯罪被害者等が再被害及び二次被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、一時保護、施設への入所による保護、防犯に係る指導、犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取扱いの確保等必要な施策を講ずることとした。
- (e) 県は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図り、並びに再被害及び二次被害を防止するため、県営住宅への入居における特別の配慮等必要な施策を講ずることとした。
- (f) 県は、犯罪被害者等の雇用の安定を図り、及び二次被害を防止するため、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性について事業者の理解を深める啓発を行う等必要な施策を講ずることとした。
- (g) 県民の理解の増進等
 - (1) 県は、犯罪被害者等の置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性について県民の理解を深め、かつ、再被害及び二次被害を防止するため、情報の提供、教育の充実等必要な施策を講ずることとした。
 - (2) 県は、学校の設置者等と連携し、学校において児童、生徒等に対して犯罪被害者等の置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性について理解を深め、かつ、再被害及び二次被害を防止するための教育の充実等必要な施策を講ずることとした。
- (h) 県は、犯罪被害者等支援に係る人材の育成及び資質の向上を図るため、犯罪被害者等支援の必要性、再被害及び二次被害の防止の重要性等についての研修の実施等必要な施策を講ずることとした。

- (i) 県は、民間支援団体の活動の促進に資するため、犯罪被害者等支援に関する情報の提供、助言等必要な施策を講ずることとした。
- (j) 県、事業者、民間支援団体その他犯罪被害者等支援に関係する者は、犯罪被害者等又はその関係者から提供を受けた個人情報適切に取り扱わなければならないこととした。

c 徳島県犯罪被害者等支援審議会

犯罪被害者等支援に関する重要事項の調査審議を行わせるため、徳島県犯罪被害者等支援審議会を置くこととし、その組織及び運営に関し必要な事項を定めることとした。

(ウ) 施行期日

この条例は、令和3年4月1日（徳島県犯罪被害者等支援審議会の設置については、公布の日）から施行する。

(2) 指定管理者の指定について

徳島県立西部防災館の指定管理者の指定（とくしまゼロ作戦課）

施設 の 名 称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	住 所	法 人 名 等	
徳島県立西部防災館	徳島県三好郡東みよし町中庄276番地1	四国開発土木株式会社	自 令和3年4月1日 至 令和8年3月31日